

融資を成功させるために必ず抑えておくべき5つのポイント

□開業職種と経歴に整合性はあるか？

例えば、ラーメン店での経歴を持っている人がケーキ屋さんで開業すると、金融機関は警戒します。なぜなら、開業職種に対しての知見を積むことは、本気の開業であれば最低限の準備と金融機関は見ているからです。

理想は、**開業職種と同じ経歴を3年**は欲しいところです。

通常、創業者は、事業の経歴はありません。なので、金融機関は事業計画書と本人の過去の経歴を見ながら、お金を貸すべきかの判断をするしかありません。ですから、開業職種と経歴に整合性があると信用力が増し、結果、融資が成功しやすくなります。

□要件を満たす自己資金を確保できているか？

公的融資は誰でも利用できるのではありません。利用するには要件を満たす必要があります。例えば、日本政策金融公庫の新創業融資という商品を利用できる人は「創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できる方」という要件を満たす必要があります。

この場合、もし、自己資金がゼロであれば要件を満たしていないので新創業融資を利用することはできないことになります。

また、公的融資である制度融資についてですが、各自治体によりさまざまな要件が出されています。そもそも、自己資金要件のないものもあります。だからと言って自己資金ゼロでよいかという答えはNOです。やはり、自己資金がある方が当然有利になります。

自己資金は開業費用の3分の1をまずは目指してください。

□過去の金融履歴はどうなっているか？

融資の申請を行うと、JICC や CIC といった信用情報機関によって、創業者の過去5～10年の金融履歴がチェックされます。当然、履歴に問題がある場合はかなりマイナスになってしまいます。

過去に

- ・債務整理をしたことがある
- ・クレジットの未払いがある
- ・支払いの遅延が多い
- ・カードを止められた

などの経歴がある場合は要注意です。履歴は5～10年で消えますが、**不安のある方は申請前に信用情報機関から自分の履歴を取り寄せ、確認してから申請してください。**

□水道光熱費・携帯・家賃の支払い遅延がないか？

金融機関はきちんと返済期限を守る人にお金を貸したいのです。そのため、開業者は過去の水道光熱費・携帯・家賃の支払いを期日とおりに支払っているのかをチェックされます。

水道光熱費・携帯代をコンビニで支払っている場合はおおよそ3か月分の領収書の提出を求められる場合があります。家賃も半年分ほど通帳などでチェックされます。

支払い期限は最低でも、申請半年前からはしっかり守るようにしましょう。

□事業計画書が返済可能な計画書になっているか？

金融機関は「この人に貸しても返済できるのか？」という返済の可能性を重視します。あたりまえですが、返済の可能性がゼロの人には当然お金は貸したくありません。

金融機関が「返済の可能性」を見極めるにあたり特に重要視するのが事業計画書です。

この時、事業計画書が「おおよそ、これぐらいの売上が上がるだろう。」「利益はこれぐらいかな？」などという、どんぶり勘定の計画書では信憑性がありません。

融資を成功させるには「売上はいくらで、経費がいくらなので、利益はいくら残ります。なので、毎月返済は十分可能です。」という**根拠をしっかりと数字で示された事業計画書**を金融機関に提出する必要があります。